

企業局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県企業局長 岩 渕 良 昭

企業局代決専決規程の一部を改正する規程

企業局代決専決規程（昭和 49 年岩手県企業局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																				
<p>(代決)</p> <p>第 2 条の 2 決裁権者が不在のときは、第 1 号又は第 2 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>[略]</td> <td>室長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>[略]</td> <td>総括課長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> </tr> <tr> <td>担当課長</td> <td>室長又は総括課長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業所における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次長を置く事業所</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>所長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> </tr> <tr> <td>その他の事業所</td> <td>[略]</td> <td>所長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(経営総務室担当課長専決事項)</p> <p>第 7 条 経営総務室の管理担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 臨時的任用職員（施設総合管理所及び県南施設管理所に勤務する者を除く。）の任免に関すること。</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(15) 1 件の予定又は見積りの価格 3,500 万円未満の物品の購入（競争入札参加者の指名、<u>入札及び随意契約に係</u></p>	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	[略]			室長	[略]	室長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	[略]			総括課長	[略]	総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	担当課長	室長又は総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>		事業所	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	次長を置く事業所	[略]	[略]	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>	その他の事業所	[略]	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>		<p>(代決)</p> <p>第 2 条の 2 決裁権者が不在のときは、第 1 号又は第 2 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>[略]</td> <td>室長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>[略]</td> <td>総括課長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> </tr> <tr> <td>担当課長</td> <td>室長又は総括課長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業所における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次長を置く事業所</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>所長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> </tr> <tr> <td>その他の事業所</td> <td>[略]</td> <td>所長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(経営総務室担当課長専決事項)</p> <p>第 7 条 経営総務室の管理担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 臨時的任用職員（施設総合管理所に勤務する期限付<u>臨時職員以外の者</u>及び県南施設管理所に勤務する者を除く。）の任免に関すること。</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(15) 1 件の予定又は見積りの価格 3,500 万円未満の物品の購入（競争入札参加者の指名<u>及び入札に関することを</u></p>	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	[略]			室長	[略]	室長があらかじめ指定する <u>職員</u>	[略]			総括課長	[略]	総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>	担当課長	室長又は総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>		事業所	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	次長を置く事業所	[略]	[略]	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	その他の事業所	[略]	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>	
決裁権者		代決権者																																																																			
	第 1 順位者	第 2 順位者																																																																			
[略]																																																																					
室長	[略]	室長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																			
[略]																																																																					
総括課長	[略]	総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																			
担当課長	室長又は総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																				
事業所	決裁権者	代決権者																																																																			
		第 1 順位者	第 2 順位者																																																																		
次長を置く事業所	[略]	[略]	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																		
その他の事業所	[略]	所長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																																																			
決裁権者	代決権者																																																																				
	第 1 順位者	第 2 順位者																																																																			
[略]																																																																					
室長	[略]	室長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																																																			
[略]																																																																					
総括課長	[略]	総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																																																			
担当課長	室長又は総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																																																				
事業所	決裁権者	代決権者																																																																			
		第 1 順位者	第 2 順位者																																																																		
次長を置く事業所	[略]	[略]	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																																																		
その他の事業所	[略]	所長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																																																			

る見積書の徴収に関するものを除く。) に関する事

(16)～(20) [略]

2 [略]

(施設総合管理所及び県南施設管理所の長専決事項)

第9条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 配当された予算の範囲内で執行した設計額5,000万円未満の改良工事及び修繕工事の完成検査並びに業務委託の完了検査に関する事

除く。) に関する事

(16)～(20) [略]

2 [略]

(施設総合管理所及び県南施設管理所の長専決事項)

第9条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 配当された予算の範囲内で執行した設計額5,000万円未満 (設計変更の場合は、変更後の設計額6,000万円未満) の修繕工事及び改良工事の完成検査並びに業務委託の完了検査に関する事

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。